

メルマガ「運輸安全」第20号

■■■■■■■■メルマガ「運輸安全」(H22.12.9.第20号)■■■■■■■■

~~~~ (目次) ~~~~~

## 1. 運輸安全に関する最近の動き

- 「運輸事業の安全に関するシンポジウム2010」を開催しました!
- 「平成22年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施します!  
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～
- 緑ナンバー(貨物軽自動車運送事業を含む)の全事業者の皆様へ!  
アルコール検知器の使用が義務化されます
- 道路交通安全マネジメントシステム(ISO39001)の御紹介  
(独)自動車事故対策機構(NASVA)より)

## 2. 現場だより

- 安全冊子を作成し、集団指導を全府県で開催中!!  
～優良乗務員・運転者の育成こそ…事故防止への最善のとirikumi～  
(近畿運輸局 自動車監査指導部)

## 3. 運輸安全取組事例の紹介

- エラープルーフ化の手法によるヒューマンエラー事故の未然防止  
(事業者名:西日本鉄道株式会社)
- 内部監査の有効性を高めるための取組み  
(事業者名:名古屋市交通局)
- 事故原因追及・再発防止のため、ドライブレコーダーを導入・活用した  
教育・訓練の取組み  
(事業者名:名鉄交通株式会社)
- 安全意識・安全運転技術向上のための教育  
(事業者名:愛知車輛興業株式会社)

~~~~~

1. 運輸安全に関する最近の動き

- 「運輸事業の安全に関するシンポジウム2010」開催しました!

平成22年12月1日(金)、東京都江東区にある「ティアラこうとう」にて、運輸事業の安全の更なるレベルアップを図る場として、また、「運輸安全マネジメント制度」の一層の浸透・定着に向けた取組みの一環として、運輸事業の安全に関するシンポジ

ウムを開催し、全国の運輸事業者などから約1,100名のご参加を頂きました。

基調講演では、慶應義塾大学教授の岡田有策先生より「組織における安全管理活動に対する管理者と従業員の意識・理解のずれ」の講演をいただき、パネルディスカッションでは、岡田先生に加え、神戸電鉄株式会社、全日本空輸株式会社、榭野運輸安全政策審議官、コーディネーターとしてフリーアナウンサーの酒井ゆきえ様にご登壇いただき、活発な議論が交わされました。

今回のシンポジウムを撮影した映像及び配布資料を12月下旬より下記サイトで公開予定ですので、是非ご覧ください！。



http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000007.html

○ 「平成22年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施します！
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

＜概要＞

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

また、平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、輸送機関等においてはテロ対策が図られていますが、日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠ですので、昨今の国際テロ情勢も踏まえ、テロ対策の実施状況についても、万全を期する必要があります。

さらに、昨年5月に我が国において発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)については、最初の流行は沈静化しておりますが、年末年始に向けて再流行する可能性があり、また、強毒性の新型インフルエンザの発生も危惧されておりますので、輸送機関等においては、引き続き新型インフルエンザ対策を講じる必要があります。

年末年始の輸送等

安全総点検

平成22年12月10日(金)～平成23年1月10日(月)



重点点検項目

- 事故・事件、まず乗客の安全確保!
- テロ防止対策の総点検!
- 新型インフルエンザ対策の徹底!

国土交通省

このため、国土交通省では、陸・海・空にわたる輸送機関等について、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じ、安全性の向上を図るとともに、輸送機関等のテロ対策の実施状況、また新型インフルエンザ対策の整備状況についても併せて点検を実施し万全を期するため、平成22年12月10日（金）から平成23年1月10日（月）の間、「平成22年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施します。

<点検の内容と実施体制について>

陸・海・空の輸送機関、宿泊施設などについて、施設等の点検整備状況、運行（航）管理の実施状況、関係法令の遵守状況、テロ及び新型インフルエンザの発生に備えた体制の整備状況等を点検します。今年度の総点検においては、以下の3点に特に留意して実施します。

- (1) 事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (3) 旅客等に対する及び職場における新型インフルエンザ対策の整備状況

また、国土交通省では、総点検が所期の目的を達成することができるよう、輸送機関、宿泊施設などに適切な点検を行うよう指導するほか、国土交通省職員による現地確認を実施することとしています。

○ 緑ナンバー（貨物軽自動車運送事業を含む）の全事業者の皆様へ！ アルコール検知器の使用が義務化されます

平成23年4月より、点呼時にアルコール検知器の使用義務づけ等を行うため、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正を実施します。今回の改正によって、バス、タクシー、トラック事業者の皆様には、以下の項目を実施していただくことになります。

- ・事業者は、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いてしなければならないこととします。
- ・事業者は、営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならないこととします。
- ・このため、事業者は、アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならないこととします。
- ・電話点呼の場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる等により行うこととします。

もし、アルコール検知器を営業所に備えていなかった場合などには、初違反時で車両使用停止60日車、再違反の場合には車両使用停止180日車などの行政処分の対

象とすることがパブリックコメントで示されております。

アルコール検知器の使用義務化は、「事業用自動車総合安全プラン2009」(※)の目標達成のため当面講ずるべき措置の1つに掲げている「飲酒運転の根絶」のため、実施するものです。悲惨な事故を起こさない、起こさせないためにも、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正に関するパブリックコメントの募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100922&Mode=1>

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令並びに関係通達の改正について

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html

(※)「事業用自動車総合安全プラン」について

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/news/enzenplan2009.html>

○ 道路交通安全マネジメントシステム (ISO39001) の御紹介 (独)自動車事故対策機構 (NASVA) より)

<はじめに>

読者の皆様は、「ISO (アイソ、アイエスオー、イソ)」という言葉に耳にされたことはありますか? 「ISO」とは、国際標準化機構とって、国際的に適用される規格を制定するための非政府系国際機関のことです。

たとえば、「ねじ」や「ナット」を考えてみてください。昔は、同じ名前のものでも大きさや形が違い、使用するのに困っていました。そこで、製造する仲間内で規格を決めたり、国や地方で独自に規格を決めていました。

その後、工業化及び国際化が進み、輸出入や技術移転など国際取引も活発になると、世界的な規格の統一が必要になります。このような背景の下、設立されたのがISOという機関なのです。

しかし、ISOが規格化を行っているのは工業製品のような「もの」の規格だけではありません。「組織の管理体制 (マネジメント)」に関しても規格化を行っています。例えば、ご存知の方もいらっしゃるかも知れませんが、一定の水準の製品・サービスを作る能力があるかどうかを判定する品質保証に関する規格であるISO9000シリーズ (品質マネジメント) は、組織の管理体制を規格化した代表的なものです。

ISOで規格化された国際規格は、規格ごとに、「ISO+5桁以内の番号」の形式で識別されます。

実は、国土交通省において実施されている「運輸安全マネジメント評価」のPDCAサイクルの考え方は、上述した「品質マネジメントシステム (ISO9001)」を一部参考にして盛り込まれているのですよ。もちろん、ISO9001は任意の制度であり、全産業において希望により認証取得が可能であるのに対し、「運輸安全マネジメント評価」は関係事業法規に基づく行政行為であり、鉄道・航空・自動車・海運の

4モードが対象であるという大きな相違点がありますが、最初に「計画」(Plan)を立て、それに基づいて「実施」(Do)し、実施結果を「確認」(Check)して、計画からずれていれば、「修正する措置」(Act)をとり、この過程をずっと「回して」(＝続けて)改善・向上していくという根本的な考え方は共通しています。

<道路交通安全マネジメントシステム（ISO39001）とは？>

さて、前置きが長くなりましたが、このPDCAサイクルの考え方を盛り込んで、道路交通安全を目指す新たなISOマネジメントシステム規格策定の動きを今回は紹介させていただこうと思います。

この新たなISOマネジメントシステム規格はズバリ「道路交通安全マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き（ISO39001）」といい、2007年にスウェーデンより道路交通安全に関する国際標準規格として提案され、2012年末の発行に向け、現在、国際的なステージで開発作業が進められています。

この開発作業に当たり、「独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）」が、国内審議委員会の事務局として、有識者・運送事業者団体・消費者団体・ISO関係団体・関係省庁など日本国内の様々な意見をとりまとめています。先月11月初旬に開催されたISO39001を策定する国際会議においても、国交省関係者等とともにNASVAも出席し、我が国意見を説明するとともに積極的な提案を行ってきたところで

<ISO39001の内容について>

前述のとおり、ISO39001の内容については、国際会議にて各国議論のとりまとめが行われているところですが、現時点の概要を簡単に説明させていただきます。なお、ISO39001の発行までのスケジュールは、後述をご確認ください。

①対象組織

ISO39001の対象組織は、誰もが道路交通安全を脅かすリスクを持ち、脅かされるリスクにさらされているとの考えのもと、運送事業にかかわる会社（組織）はもとより、道路交通安全を目指す、あらゆる業態の公的・私的組織に適用可能とされており、間口の広い規格となっています。例えば、スーパーマーケットが駐車場の設計・改造・運用に当たり、より安全性を高めるために、本規格を活用することもできるのです。

②要求事項（本規格取得希望の組織に求められること）

「はじめに」でも触れましたが、マネジメントシステム規格に関しては、PDCAサイクルの考え方が基礎となっています。ただし、その前提には、組織として道路交通安全に取り組んでいくのだという、経営トップの強力なリーダーシップが必要です。経営トップの指揮のもと、組織の内部・外部状況を十分に把握した上で安全レベルを高めるための必要な計画を策定（Plan）し、この計画を実行（Do）に移し、内部監査等により実施結果を評価（Check）し、これに基づき計画の見直し等（Act）を行い、このPDCAサイクルを回して継続的改善に繋げていくことが重要なのです。

<ISO39001の今後のスケジュールについて>

ISO39001の発行までのスケジュールは以下のとおりとなっています。なお、今後、国際会議での議論の進捗状況を踏まえ、変更される可能性もあります。

2011年5月	国際会合（オーストラリア・シドニー）
2011年6～7月	素案の確定
2012年2月	国際会合
2012年3～4月	最終版の確定
2012年11月	ISO39001の発行

<おわりに>

本年度末にかけてNASVAでは、主要政令都市等において経営者様を対象とした安全マネジメント講習会を開催し、ISO39001の情報についてもご説明したいと考えております。詳細については、年明けごろ各主管支所よりご案内いたします。

最後に、NASVAは、ISO39001の国内審議委員会の事務局として、運輸安全マネジメント制度との整合性も含め、より使い易く、道路交通安全の実現に役立つものになるよう引き続き尽力してまいります。皆様のご理解と御支援をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：(独)自動車事故対策機構(NASVA)総務部 03-5376-4452

2. 現場だより

○ 安全冊子を作成し、集団指導を全府県で開催中！！

～優良乗務員・運転者の育成こそ…事故防止への最善のとりくみ～

(近畿運輸局 自動車監査指導部)

近畿運輸局自動車監査指導部では、事業用自動車にかかる事故の削減と運送事業者の法令遵守の徹底を図るため、自動車交通部と自動車技術安全部と連携をとりながら、日常業務を行っています。

私たち自動車監査指導部の業務の中心は、安全マネジメントと保安監査ですが、今年度は、「事業者指導」を工夫してとりくむこととし、「事業者の集団指導」に力を入れています。これまで、管内（2府4県）において、15回開催し1322名が参加、今後も、各府県で10回開催を計画しています。

今回のとりくみを成功させるために、冊子作成検討委員会を設置して、冊子（集団指導の教材用）を作成しました。検討委員会には、3年間大臣官房で主任運輸安全調査官を歴任された弁護士岡本満喜子さん（現在プログレ法律特許事務所所属）にアドバイザーとして入っていただき、自動車交通部、自動車技術安全部と自動車監査指導部の三部で作成しました。

冊子は、＜一部＞自動車運送事業者の社会的責務、＜二部＞事業用自動車総合安全プラン2009概要、＜三部＞運輸安全マネジメントのポイント、＜四部＞運行管理の日常業務のポイントで構成しています。

また、今回の冊子作りの際、安全に対する具体的事例として「優良乗務員・運転者の育成が事故防止への最善のとりくみ」を紹介して頂いた山梨県のNH運送の社長様にも、大変お世話になりました。

現在、近畿の各支局、兵庫陸運部で全モード（バス、タクシー、トラック）を対象に集団指導にとりくんでいます。当日は、教材の冊子の配布だけでなく、冊子をパワーポイントに編集して説明するなどの工夫をしました。また、（独）自動車事故対策機構（NASVA）や労働局などから講師を派遣していただき、内容を充実したものに工夫した府県も出てきています。

今後とも、昨年からとりくんでいる、「事業用自動車総合安全プラン2009」の目標実現のため、近畿でも、知恵を絞り工夫したとりくみを展開していきます。



3. 運輸安全取組事例の紹介

今回は、編集部が最近お話を伺った運輸安全取組事例を1件と事業者の方から紹介のあった3件を掲載します。

○ エラープルーフ化の手法によるヒューマンエラー事故の未然防止

(事業者名：西日本鉄道株式会社)

エラープルーフ化の手法により、エラー毎に評点を付けることにより、エラーを未然防止する対策の優先順位を付け、対策を実施しました。

→詳細は<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data061.pdf>

○ 内部監査の有効性を高めるための取組み (事業者名：名古屋市交通局)

内部監査に関する情報のきめ細やかな引き継ぎや内部監査時に優良事例を示すことにより、効果的に内部監査を実施している取組みを実施しております。

→詳細は<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data062.pdf>

○ 事故原因追及・再発防止のため、ドライブレコーダーを導入・活用した教育・訓練の取組み

(事業者名：名鉄交通株式会社)

ドライブレコーダーを用い事故事例を事故種別ごとに分類などを行い、事故防止のため教育・訓練等に活用しております。

→詳細は<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data063.pdf>

○ 安全意識・安全運転技術向上のための教育 (事業者名：愛知車輛興業株式会社)

実写を用いた体験実習や乗務員の安全意識を向上させるための教育資料を作成し、乗務員の運転技術や事故防止意識を向上させる取組みを実施しております。

→詳細は<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data064.pdf>